

議会運営委員会

令和6年2月20日

(開会 午前11時51分)

委員長 : ただいまの出席委員は6名であります。

全員の出席ですので、これより議会運営委員会を開会いたします。

録画、録音、写真撮影を許可していますので、御了承願います。

本日は、先ほど提出された動議の取扱いについて協議をするため、議長から議会運営委員会の開催が求められたものです。

議長から説明願います。

勝浦議長。

議長 : 先ほど、本会議におきまして、沼倉憲二議員から緊急質問を行いたい旨の動議が提出されましたので、その取扱いを協議したいので、議会運営委員会の開催を求めたところ
であります。

先ほどの本会議において、沼倉憲二議員から緊急質問の内容、今、間もなくコピーが
終わるそうですけれども、それについて質問を行いたい旨の動議が提出されましたので、
その取扱いを協議していただきたいと思います。

少々お待ちください。

委員長 : それでは、議会事務局長より説明願います。

事務局長 : それではまず、沼倉憲二議員から緊急質問通告書の提出がございましたので、ただいま、
皆様に配付しております。

緊急質問については、会議規則第63条で、質問が緊急を要するとき、その他真にや
むを得ないと認められるときは、議会の同意を得て質問することができるとされてお
ります。

緊急を要するとは、天災であったり、地変、騒擾、それから市町村行政に重大な事態
を生じるおそれがあるもの、それから、その問題の性質上直ちに質問を行い、その内容
により、議会の機関としての意思を決定し、あるいは長その他の執行機関の意思を質
して、その措置を促す必要がある場合などされて解されておりますけれども、実際にどの
ようなものが該当するかは、個々具体的に判断せざるを得ないというようにされてお
ります。

その次に、その他真にやむを得ないと認めるときの解釈でございますが、質問の対象
となる状況として考えられるのは、先ほど申しましたとおり、災害等の突発事態で、そ
の措置が特に緊急を要する場合、あるいは事態が差し迫って、即刻臨機の措置を要する
場合。

以上の状況等により、適宜判断するほかないとされております。

次に、再開後の進め方についてでございますけれども、議長が再開を宣言した後、直

ちに緊急質問に同意して、議事日程に追加することについての採決を行います。

採決は、起立採決により行います。

可決された場合には、緊急質問を日程に追加いたします。

最後に、日程を追加するかどうか、この議会運営委員会で御協議をお願いいたします。緊急質問における質問の回数につきましては、会議規則第64条の規定により、3回までとされております。

質問者、答弁者の発言は、これまでと同様に自席から発言をしてはどうかと考えますが、これについても御協議をお願いいたします。

また、議会運営委員会で協議した事項を、会派で報告いただく時間も必要と思われるので、本会議再開の時間についても、併せて御協議をお願いいたします。

以上でございます。

委員長：質疑、意見交換を行います。

小野寺委員。

小野寺委員：事務局に確認しますが、議案以外とか報告以外にで、例えば、今回の施政方針に対するというような、それは、緊急質問の対象になるということになっているのかどうか。

委員長：事務局長。

事務局長：これについては、緊急質問の対象につきましては、先ほど概要のほうを説明させていただきましたけれども、特に明確に規定が置かれているわけではないというようなものでございます。

委員長：ほか、ございますか。

小野寺委員。

小野寺委員：さっきの動議の内容と申しますか、緊急質問の内容を見ますと、JR一関駅の東西自由通路についての発言をしたいとか、質問をしたいというような動議のようですが、これについてはもう既に施政方針の中で、その旨をうたっておりますので、施政方針の骨子、前にもらったそれに基づいて施政を、一般質問なり代表質問を組み立てていると思うのですが、一般質問の中で、事前にこういった内容は質問できる項目として、質問通告できるものになっているのではないかと捉えたと、例えば、代表質問を私も予定しているのですが、今日聞いた中で確認したいことを、緊急動議で質問するというのも認められる状況にもあるのかなというような認識でおりますが、その辺はどうなのですか。

委員長：皆様の御意見を伺います。

千葉委員、マイクをお願いします。

千葉委員：今、小野寺委員が言われたように、施政方針の骨子はかなり前に私どもが頂いていると。

そうした中での対応というのは、それぞれ議員各位、代表質問、一般質問においても可能な状況にある中で、特別、緊急質問を東西自由通路に関して、市長が記者会見等で述べているので尋ねたいという、そういう趣旨だと思いますけれども、私は、これは該当しないのではないかとこのように判断をせざるを得ません。

やはり、そういうのを御自分でやりたいというのであれば、一般質問。

そして、代表質問等にこの思いを捉えて、代表質問者に聞いていただくとか、そういう対応が望ましかったのではないかとこのように、私は判断せざるを得ません。

以上です。

委員長：そのほか。

千田委員。

千田委員：同じ会派で、事情を聞きました。

今日、緊急質問したいということで。

原書だけ見ると、市長の施政方針に対しての質問のように見えるのですが、そうではなくて実は、ここに書いていましたけれども、これを見ると、記者会見があったということで、市長が、そのときにJRと協議しているというお話があったそうです。

ただ、ケーブルテレビは、私は千厩なのだけれども、千厩は入らないし、一関と藤沢しかケーブルテレビは入っていませんので、私はそういう状況が分からなかったのだけれども、市長が記者に対して、記者会見でJRとの協議をしているということをお話したということらしいのです。

そこで、記者に対する説明よりも、議会に対する説明のほうが先ではないかと。

そういう趣旨から、緊急に質問したいというような、沼倉議員の説明を聞いて、それは市民にとっても、東西自由通路は関心のある市民も多いだろうし、ではどういような、市長が記者に説明をしたのかということ、私たちも早期に知りたいということで、では認めてもいいのではないかとこの趣旨ではないかと、私はそういうふうに捉えましたので、認めていいのではないかなと、そういうように考えます。

以上です。

委員長：ほかの方、どうですか。

岡田委員。

岡田委員：前段に、事務局長のほうからも、緊急を要するものということで説明がありました。

私としても、施政方針に対する緊急質問の内容、緊急性があるかどうかという問題で判断しなければいけないと思うのですけれども、やはり、緊急に記者会見があった内容だという説明ですけれども、その説明に対しても、やはり施政方針の中の項目なので、一般質問として取り上げておれば、普通は、やはり施政方針については一般質問で行う

ということで、内容的には、どうしても緊急性があるものというようには、捉えることはちょっと難しいのではないかとこのように考えます。

委員長：副委員長、いかがですか。

副委員長：客観的に見ると、市長の施政方針をやった後に動議がかけられたということで、市民の皆さんから見れば、施政方針に対する緊急質問といえますか、そういう見方になるのだらうと思います。

今、先ほど千田委員のほうから話がありましたけれども、そういう話はちょっと背景を全く分からないですし、また、ケーブルテレビでいつ放送されたのか、ちょっとこの時間軸もよく分からないので、私は客観的に見て、ここで動議で緊急質問をやるということについては、ちょっとなじまないのではないかなと思います。

以上です。

委員長：そのほか、御意見はございますか。

ここで、委員外委員からの発言を許したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長：よろしいですか。

では、武田委員。

武田委員：特段、私から申し上げなくても、皆さん、大方の方が今回の動議はなじまないと。

これらを今後、認めていくと、大変な施政方針の内容に、いろいろなものを盛り込まなければならないということにつながりますよね。

方針は方針ですから、この程度の中身というのが適当だと私は思っています。

それからちょっと、これはテープにきちっと残るのだと思うのですが、一関テレビにつきましては、今、全市に配信されるというようなものになっております。

ただ、これには個人的に相当の投資をしなければならなかったりしますが、特段、藤沢は行政として各戸にということですし、他の一関地域も、ほんの一部にしか配信というか、ケーブルでは配信されていませんが、ケーブル以外できちっとサービスの提供をなされているという状況にありますので、その辺はやはり認識をしておいたほうがいいのかなと思います。

よろしくをお願いします。

委員長：千葉副議長。

副議長：今、武田さんが言ったように、お金を出せば配信するというのがなくなりましたから。花泉からは全部撤退しました。

ですから、全市になんか行っていませんから。

もう、お金を出しても、合わないような機材を全部撤去したから、そういうことです。ですから、全市には行っていません。

委員長：それでは、今、皆さんのほうから御意見がありましたけれども、先ほど千田委員のほうから発言のあった、記者会見の際にJRとの話合いを行っているよということの中に、様々な課題があるという発言をしているということ、沼倉議員のほうでは、その課題について議員のほうに説明願いたいという趣旨。

要は、施政方針ということよりも、記者会見の中で言っている様々な課題というのは、一体どういうことなのかということ、ぜひ議員のほうに先に言ってほしいという中身のようにございますので、施政方針の中では、ソフト、ハード面でもってこれから検討していくというようなことの内容でありましたが、記者会見では、いろいろな課題があるのだという発言をなさっている、その真意を聞きたいということのようです。

今後については、議会運営委員会のほうで、皆さんで判断していただくことになりまうけれども、趣旨的にはそうだとすることを踏まえて、結論を出したいと思います。

皆様の意見はいろいろございましたけれども、この緊急質問については、これを踏まえて、ここで決を採るような格好になりますけれども、そういうことでよろしいですか。失礼しました。

訂正いたします。

本日の緊急質問については、これから議場のほうで採決する格好になりますけれども、その前に、各会派にお持ち帰りの上で、今の議運の中での話を、皆さんのほうにお伝え願いたいなど思っております。

そして再開後に、この緊急動議の取扱いについては採決するというので、その際に、追加の案件とするか、それについても、もし緊急質問がいいということで可決になった際に、直ちに日程に追加するというようにしてよろしいかどうかを、皆様にお諮りしますけれども。

可決になったとすれば。

間に、すぐやりますから。

日程はもう決まっていますので、この緊急質問を日程の中に追加となったときに。

千田委員。

千田委員：市長も考える時間を考慮すれば、本日の日程の一番最後に追加ということによろしいのではないかなと思います。

委員長：それでは、今、千田委員からありましたけれども、本会議のほうで緊急質問が可決された場合については、日程の追加は本日の最後に追加することによろしいですか。可決された場合は、そういうことによろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

委員長：それでは、皆様の御意見等が終わりましたので、これについては直ちに会派のほうに

持ち帰っていただいて、検討していただきたいと。

それから、再開については何時に。

議長、どうしますか。

では、再開については13時半ということで、そういうことにします。

さよう決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議がありませんので、さよう決しました。

それでは、以上で協議を終わります。

(閉会 午後0時11分)